

**公務員の倫理、地域の倫理**

不祥事が続く中、国、地方自治体を問わず公務員の倫理観が改めて問われている。不祥事やそれに伴う逮捕等が増加傾向にある。こうした状況下において、地方自治法が求める内部統制面からだけでなく、改めて本質的な倫理について問いかけ意識する必要性が生じている。

倫理とは、人間行動に関する選択行為自体を規制する内面的規範である。この内面的規範の形成には、客観的な社会規範としての価値観の習得が大前提となる。法規範等による強制ではなく、日常における自律的な行動規範の形成を意味する。加えて、倫理には人間としてどこの国、どこの地域、いかなる時代にも共通した規範だけでなく、国、地域や時代等で価値観が変化する、あるいは多様化する規範も広範に存在する。特に、インターネットの拡大等により国境を越えて情報が流通する今日においては、自律的倫理観と同時に多様性を受け止める包容力のある倫理観が必要となっている。なぜならば、倫理的価値観の多様化が包容力を持たない場合、国際社会に紛争を生む大きな要因となるからである。国内的に見ても地方自治体の場合、法令では十分にカバーされない領域や法令の具体的適用において実質的に裁量権を発揮する機会が多い。また、情報化だけでなく、観光政策による外国人との交流の場の拡大、外国人労働力の拡大による地域社会の中での内なるグローバル化の進展等国際社会の側面に加え、地域社会の安定のためにも、現場と接している地方公務員の倫理観は、多様かつ一層高い水準にあることが求められる。

国内外を問わず紛争を生み出す大きな要因は、対立点自体にあるのではなく、対立問題への解決手法の不適正性や不公平性に起因する機会が多い。特に、紛争が法的思考では構造的対立を生んでしまう場合は、深刻化しやすい。構造的対立とは、問題解決に向けて相互に相いれない排他的な解決点（両立困難）を持つ二つ以上の考えが共存すること、すなわち、資源制約が強まる中で縦割りの分断された視点からは共通の解決点が見出せない状況を意味する。たとえば、九州の諫早湾における漁業と農業間の水門の開閉に関する裁判、そして 2000 年代に入り特に先鋭化した地域対立、都市部の児童公園を保育園に転用することに対するコミュニティ内での対立、公共施設の廃止・統合に関する住民間の対立など、従来の右肩上がりを前提として展開された「投入資源を増やすこと」だけで問題を解決できる局面は過去のものとなっている。

こうした構造的対立に対し、従来の増分体質の自治体経営では、足元の利害関係の損失を最小化し妥協的な結論に到達することで、問題の深刻化を回避する手段が中心となっていた。利害関係者間の耐えられる対立の均衡点を求める方法である。しかし、増分体質ではなく政策資源が限定化し最適化を求めていく段階では、妥協的均衡点の形成と維持に限界が生じると同時に、利害調整に関与できない多くの住民は解決点が見出せない中に残されるため、全体として自治体経営や政策への信頼感を低下させる結果となる。加えて、情報化社会の深化は、主観的感覚議論を政策議論に組み込みやすくし、構造的対立の複雑化を加速させる要因となる。ニーズの多様化が進み、相互に排他的な解決点を持つ二つ以上の考えが共存することが多い今日の自治体経営の中で、従来の利害関係者を中心とする解決が困難化している現状での意思決定には何が必要か。それは、利害を超えた倫理観の共有である。

政策の倫理観の形成において重要となる認識は、第 1 に手続きにおける正義の確保であり、具体的には a) 合意形成を制約する法令の遵守、b) 公平性の確保・ステークホルダーへの認識と信頼関係の形成・インタレストコンフリクトへの関心、c) 社会的安全性の確保がある。また、第 2 に開かれた公共性の認識、第 3 に説明責任の自覚、第 4 に当事者情報と第三者情報の違いの認識、そして第 5 に社会的責任の自覚である。第 5 の社会的責任の自覚は、具体的には、公共性への強い自覚、社会環境への強い意識、実効可能性を伴う正義への認識がある。